

住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款
引渡後住宅に係る特約条項

(用語の定義)

第1条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 告知事項申告書

保険契約者が、保険契約申込時に住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条第6号に規定する構造耐力上主要な部分等にかかる住宅の現況について、瑕疵の発生に関する情報を当社に告知する書面をいいます。

(2) 告知事項追加申告書

保険契約者が、保険契約申込以降付保住宅の保険証券発行依頼時に告知事項申告書の告知内容を修正または追加する場合に使用する追加告知に関する書面をいいます。

(告知義務)

第2条 この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第7条第2項の規定にかかわらず以下のとおりとします。

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはそれらの代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書、告知事項申告書、告知事項追加申告書およびそれらの添付書類の記載事項中重要な事項について、当社に知っている事実を告げず、または不実のことを告げたときは、当社は保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第16条の規定により発注者等が請求する場合は、この限りではありません。

(普通保険約款および他の特約条項との関係)

第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を適用します。